

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく 市基本計画の策定について

1 これまでの経過・趣旨

2024年（令和6年）4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。本法では、第8条第3項において、市町村は、国が策定する基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、とされています。

県の調査によると、県内他自治体では男女共同参画プランと統合するケースが多いと聞いておりますが、本市では、女性に関わる課題の解消に特化した計画として「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」とは別冊で作成する予定です。

令和6年度は、2024年（令和6年）3月に策定された県基本計画の内容や今後実施する市民意識調査の結果等を踏まえ、市基本計画の策定を行います。

2 計画の検討状況について

（1）計画の期間

2031年（令和13年）3月31日まで

※ 市基本計画と「ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～」は相互に連動したものであることを踏まえ、ジェンダー平等プランの計画期間に合わせ、進捗管理を行う予定。

（2）対象者やその方向性について

ア 対象

様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性及びその恐れのある女性

（性自認が女性のトランスジェンダーを含む）

イ 方向性

行政だけで女性が抱える困難を解消することは難しい

→「支援者を支える」施策の推進

（「支援者」＝NPO法人や社会福祉法人、企業など様々な団体）

(3) 重点目標について

- ・ 「あらゆる暴力の根絶」
- ・ 「生活上の困難に対する支援」
- ・ 「生涯にわたる健康づくりの推進」

(4) 推進体制について

市基本計画の策定に合わせ、庁内の実務者会議や、支援調整会議設置の検討を進めます。

3 策定の手法

本市の女性が抱える課題を把握するため、市民意識調査を実施します。

「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」（学識経験者、関係団体等からの推薦委員、市民公募委員で構成）に専門部会を設置して協議・検討を進めるとともに、民間団体等へのヒアリングを通じ、素案の作成を行います。素案に対するパブリックコメントによる意見集約等及び「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」でのとりまとめを踏まえ、最終案を作成します。

4 今後のスケジュール

令和6年	4月～6月	困難な問題を抱える女性に関する市民意識調査の調査票の作り込み、確定
	5月	「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」等での調査票案の検討
	6月～7月	市民意識調査の発送準備、実施
	8月	市民アンケートの実施
	8月～9月	調査及びアンケート結果のとりまとめ、分析
	9月～	「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」等での協議及び素案の検討
	12月	市議会定例会総務常任委員会に中間報告 パブリックコメントの実施
令和7年	1月	「ふじさわジェンダー平等プラン推進協議会」において最終案の検討
	3月	市基本計画の策定 ※市議会へ情報提供

以 上